

全方位検索型 環境法令集の作成

間野 和美

1. はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）等の環境法令は昭和45年の公害国会又はその前後で公布又は抜本改正されたが、それから30年以上の間に各環境法令は新たな環境問題に対応するため様々な制度改正が行われた。また、平成になってからは平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）、平成14年5月に土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）が公布され、環境保全に関する規制の幅は広がっていく一方である。

事業者にとっては、近年益々環境法令の順守が重要視されているが、各工場で環境法令の届出等を担当している者は、工場の増設、設備の更新又は運転状況の変更を行う場合、どの環境法令のどのような届出が必要なのか、また、どのような規制が適用されるのか分からず悩んだことがあるのではないかと推察する。

廃棄物処理施設を運営している者にとっても施設の新設及び大規模改修等の際は環境法令の申請又は届出等（以下「届出等」という。）が必要であることは理解できるが、例えば、焼却施設における排ガス温度の変更のような、運転方法の一部変更等により届出等が必要であるとの認識は少なく、行政担当者に立ち入り等で指摘されて事後で届出等を提出した経験があるのではないかと推察する。

また、環境法令を扱っている都道府県又は市町村（以下「自治体」という。）の担当者も、環境法令が複雑化しているため、事業者からの相談時又は立入時等に説明漏れあるいは間違った説明をし、後から説明内容を修正したことがあるのではないかと推察する。

近年の環境法令は、大幅な法の制度改正だけでなく、規制項目の追加や規制基準値の変更が頻繁に実施されており、最新の規制に関する情報の把握が難しくなっている。各自治体で作成している冊子又は市販されている法令書籍等を所持していても、数年後には法改正の影響でその情報

が利用しにくくなっているのが現状である。実際、著者が居住している岡山県でも平成26年3月に公益財団法人岡山県環境保全事業団から水質関連法令集が発行されたが、その後2年間程度の間にかドミウム及びその化合物の排水基準値の改正、トリクロロエチレンの排水基準値等の改正、1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年十月二日法律第百十号）の改正がなされており、当該法令集の記載からの変更点が増えてきている。

そこで、上記の問題点を改善するために各環境法令の規制値又は制度等をエクセルのシート（以下「シート」という。）毎に整理したエクセルファイル（以下「ファイル」という。）を作成したので、その概要について紹介する。

表ー1 各エクセルファイルで取り扱っている法令名

ファイル名	取扱法令名	
廃棄物処理法	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日法律第137号
水質関連法	② 水質汚濁防止法	昭和45年12月25日法律第138号
	③ 瀬戸内海環境保全特別措置法	昭和48年10月2日法律第110号
	④ 湖沼水質保全特別措置法	昭和59年7月27日法律第61号
大気汚染防止法	⑤ 大気汚染防止法	昭和43年6月10日法律第97号
DXN法	⑥ ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日法律第105号
浄化槽法	⑦ 浄化槽法	昭和58年5月18日法律第43号
土壤汚染対策法	⑧ 土壤汚染対策法	平成14年5月29日法律第53号
騒音・振動・悪臭	⑨ 騒音規制法	昭和43年6月10日法律第98号
	⑩ 振動規制法	昭和51年6月10日法律第64号
	⑪ 悪臭防止法	昭和46年6月1日法律第91号

2. ファイルを作成した法律名

今回作成した各ファイルは表-1のとおり11の法令を取り扱っている。

3. ファイルを作成した目的

今回のファイルを作成した目的は以下のとおりである。

- ・環境法令が複雑化しているため、各法令でどのような規制基準値及び規制制度があるかを分かりやすくする。
- ・環境法令では、特に近年規制基準値の見直しが多くなされており、書籍等の紙媒体の情報がすぐに古い基準値になってしまう。このため、各基準値を電子データで扱い、いつでも最新のデータに各自で書き換えるようにする。また、過去の基準値の変遷についても把握できるようにする。
- ・法の制度改正が行われた場合、概ね5年を経過した時に制度の検討を加え必要な措置を講ずる場合がある。再度法律等の改正がなされると、その度に法律の3段対照（法、施行令、施行規則）の書き換え又は新規購入が必要になる。各法律の3段対照に関して紙媒体はあるものの、電子ファイル化されたものが見当たらないため、エクセルで管理することにより、法律等の改正時に容易に修正が可能となる。
- ・環境法令の解説本及び環境省が作成したマニュアルは現場等に持ち運ぶには重くて不便であるため、これらの情報をパソコン等に格納し、情報を容易に持ち運ぶことができるようにする。自治体担当者を例にとると、規制対象事業場への立ち入り、法令説明会又は研修等にファイルを持参すれば不明な点がすぐに検索でき有効活用できるものとする。

4. ファイルの特徴

このファイルの特徴は以下のとおりである。なお、各法令の規制等の制度をシートごとに把握できるようにしているが、廃棄物処理法に関しては内容が膨大であるため、焼却施設及び最終処分場を中心に作成している。

- ・メインファイルに各法律の規制制度の題名等を記載している。また、そこからリンクにより各シートに移動でき、各制度の詳細が分かるようにしている（例として浄化槽法、[図-1](#)参照）。
- ・パソコン等がインターネットにアクセス可能であれば、「通達一覧」のシートに掲載されている環境省通達文書等が確認できる。

※掲載している通達文書等は環境省のホームページから引用しているものであり、随時追加されているため、定期的に各自で追加すれば最新の通達等も確認可能である。なお、一部の通達文書等では環境省が掲載しているURLを変更したため、アクセスできない場合がある。

- ・「法の変遷」、「施行令の変遷」又は「施行規則の変遷」のシートでは、法改正通知文等の題名をキーワード毎に分類している。また、各セルのコメントには各題名に関する文書又は概要を挿入している（例としてダイオキシン類対策特別措置法、[図-2](#)参照）。
- ・各法律の基準値について改正があった場合は、その改正の履歴を把握可能な限りセルのコメントに挿入している（例として土壤汚染対策法、[図-3](#)参照）。

図-1 メインファイルの例（浄化槽法）

浄化槽法関連	浄化槽法3段対照	
	浄化槽法第1～4条	浄化槽法総則
	施行規則第1条	使用に関する準則
	施行規則第2条	(保守点検の技術上の基準)
	施行規則第3条	(清掃の技術上の基準)
	施行規則第6条	(保守点検の回数の特例)
	浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置の届出に関する省令	浄化槽工事の技術上の基準
	尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)	国土交通大臣が定めた浄化槽の構造方法
清掃判定基準	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(昭和61年1月13日付け衛環第3号)	

図-2 法の変遷等ファイルの例（ダイオキシン類対策特別措置法）

	2000年(H12年)	2001年(H13年)	2002年(H14年)	2004年(H16年)	2010年(H22年)
	法	施行令	施行令	施行規則	施行規則
法(※は施行日)	平成11年法律第105号				
施行令	平成11年政令第433号	平成13年政令第357号	平成14年政令第266号		
施行規則	平成11年総理府令第67号	平成13年環境省令第36号	平成14年環境省令第18号	平成16年環境省令第30号	平成22年環境省告示第26号
施行日	H12.1.15	H13.12.1	H14.8.15	H16.12.27	H22.3.31
通知	H12.1.12 環企企11号・環保安6号・環大企11号・環大規5号・環水企14号・環水管1号・環水規5号・環水土7号	H13.11.21 環水管232号	H14.7.31 環水管191号	H16.12.27 環管総発第041227001号、環廃対発第041227001号、環廃産発第041227001号	H22.3.31 環水大総発第100331003号 環廃対発第100331001号 環廃産発第100331001号
改正の趣旨・概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・法制定の経緯(11-1) ・全体的事項(11-2) 	<p>ダイオキシン問題については、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために、内閣を挙げて取組を一層強化しなければならない課題であるとの基本的考え方にに基づき、平成11年3月30日、内閣総理大臣が主宰するダイオキシン対策関係閣僚会議において、今後の国の総合的かつ計画的なダイオキシン対策の具体的な指針として、「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定された。</p> <p>その後、議員提案により、法が第145回通常国会に提出され、衆参両議院において全会一致で可決され、同年7月16日に公布された。</p>			
計画等	ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定(11-7)				
責務・制度	<ul style="list-style-type: none"> 排出規制について(報告及び検査)(11-4-7) 排出規制について(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正) 常時監視等(11-5) ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定(11-6) 			<ul style="list-style-type: none"> 改正の内容(ダイオキシン類の測定方法における生物検定法による簡易測定法の追加)(01-1) 改正の内容(ばいじん等の処理基準整理)(01-1-2) 改正の内容(様式の改正)(01-1-3) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正の内容(簡易測定法の追加等)(03-1) 測定機関に係る指導について(03-2) 測定に係る留意事項(03-3) 様式への記入に係る留意事項(03-4)

図-3 基準値履歴の例（土壌汚染対策法）

種別	NO	特定有害物質	土壌汚染対策法				特定有害物質	地下水の摂取等によるリスク	直接摂取によるリスク	
			地下水基準(施行規則)	環告18号 溶出量指定基準	NO	環告18号 溶出量指定基準				
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	1	四塩化炭素	0.002 mg/L	0.002 mg/L	—	—	—	○	—	
	2	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	0.004 mg/L	—	—	—	○	—	
	3	1,1-ジクロロエチレン(別名 塩化ビニリデン)	0.1 mg/L	0.1 mg/L	—	1 mg/L	(別名 塩化ビニリデン)	○	—	
	4	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	0.04 mg/L	—	0.4 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	
	5	1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	0.002 mg/L	0.002 mg/L	—	0.02 mg/L	1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	○	—	
	6	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)の地下水基準	—	—	—	0.2 mg/L	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	○	—	
	7	テトラクロロエチレン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	—	0.1 mg/L	テトラクロロエチレン	○	—	
	8	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	3 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	○	—	
	9	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	0.006 mg/L	—	0.06 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	○	—	
	10	トリクロロエチレン	0.03 mg/L	0.03 mg/L	—	0.3 mg/L	トリクロロエチレン	○	—	
	11	ベンゼン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	—	0.1 mg/L	ベンゼン	○	—	
第2種特定有害物質 (重金属等)	12	カドミウム	0.01 mg/L	0.01 mg/L	1	150 mg/kg	0.3 mg/L	カドミウム	○	○
	13	六価クロム	0.05 mg/L	0.05 mg/L	2	250 mg/kg	1.5 mg/L	六価クロム	○	○
	14	シアン	不検出	不検出	3	50 mg/kg	1 mg/L	シアン	○	○
	15	水銀	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L	4	15 mg/kg	0.005 mg/L	水銀	○	○
	16	アルキル水銀	不検出	不検出	—	—	不検出	アルキル水銀	○	○
	17	セレン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	5	150 mg/kg	0.3 mg/L	セレン	○	○
	18	鉛	0.01 mg/L	0.01 mg/L	6	150 mg/kg	0.3 mg/L	鉛	○	○
	19	砒素	0.01 mg/L	0.01 mg/L	7	150 mg/kg	0.3 mg/L	砒素	○	○
	20	フッ素	0.8 mg/L	0.8 mg/L	8	4000 mg/kg	24 mg/L	フッ素	○	○
	21	ホウ素	1 mg/L	1 mg/L	9	4000 mg/kg	30 mg/L	ホウ素	○	○
第3種特定有害物質 (農薬等)	22	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名 シマ)	0.003 mg/L	0.003 mg/L	—	—	0.03 mg/L	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名 シマジンはGAT)	○	—
	23	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名 チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	0.02 mg/L	0.02 mg/L	—	—	0.2 mg/L	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名 チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	○	—
	24	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名 チウラム又はチラム)	0.006 mg/L	0.006 mg/L	—	—	0.06 mg/L	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名 チウラム又はチラム)	○	—
	25	ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	不検出	不検出	—	—	0.003 mg/L	ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	○	—
	26	有機リン	不検出	不検出	—	—	1 mg/L	有機リン	○	—

環境省告示 第18号:土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条 第3項 第4号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る基準
 環境省告示 第19号:土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条 第4項 第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る基準

図-4 印刷範囲外の記載例（悪臭防止法）

～3号規制が適用される特定悪臭物質の内訳					印刷範囲	悪臭防止法施行規則		
						別表第一(敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲)		
特定悪臭物質	化学式	敷地境界 1号規制	気体排出口 2号規制	排水 3号規制	No	特定悪臭物質	基準値(ppm)	
1	アンモニア	NH ₃	○	○	一	アンモニア	1以上5以下	
2	メチルメルカプタン	CH ₃ SH	○	○	二	メチルメルカプタン	0.002以上0.01以下	
3	硫化水素	H ₂ S	○	○	三	硫化水素	0.02以上0.2以下	
4	硫化メチル	CH ₃ SCH ₃	○	○	四	硫化メチル	0.01以上0.2以下	
5	トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	○	○	五	二硫化メチル	0.009以上0.1以下	
6	二硫化メチル	CH ₃ SSCH ₃	○	○	六	トリメチルアミン	0.005以上0.07以下	
7	アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	○	○	七	アセトアルデヒド	0.05以上0.5以下	
8	スチレン	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	○	○	八	プロピオンアルデヒド	0.05以上0.5以下	
9	プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	○	○	九	ノルマルブチルアルデヒド	0.009以上0.08以下	
10	ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	○	○	十	イソブチルアルデヒド	0.02以上0.2以下	
11	ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	○	○	十一	ノルマルパレルアルデヒド	0.009以上0.05以下	
12	イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	○	○	十二	イソパレルアルデヒド	0.003以上0.01以下	
13	プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	○	○	十三	イソブタノール	0.9以上20以下	
14	ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	○	○	十四	酢酸エチル	3以上20以下	
15	イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	○	○	十五	メチルイソブチルケトン	1以上6以下	
16	ノルマルパレルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	○	○	十六	トルエン	10以上60以下	
17	イソパレルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	○	○	十七	スチレン	0.4以上2以下	
18	イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	○	○	十八	キシレン	1以上5以下	
19	酢酸エチル	CH ₃ COOCH ₂ CH ₃	○	○	十九	プロピオン酸	0.03以上0.2以下	
20	メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	○	○	二十	ノルマル酪酸	0.001以上0.006以下	
21	トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	○	○	二十一	ノルマル吉草酸	0.0009以上0.004以下	
22	キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	○	○	二十二	イソ吉草酸	0.001以上0.01以下	
		合計	22	13	4			

- 各制度の運用に際して留意すべき事項及び参考資料等を印刷範囲外に記載している（例として悪臭防止法、図-4参照）。
- 全ての法令で3段対照のシートを作成している。

5. ファイルの利用対象者

今回のファイルは環境法令をこれから勉強する者、日常業務で環境法令を取り扱う者など幅広い範囲の方々が利用できるよう工夫しているが、具体的には以下の方々が利用することを想定して作成している。

- 自治体の環境法令の担当者
- 工場等の環境法令の担当者、ISOの担当者等
- 大学生等で環境法令を初めて勉強する人

6. ファイルの利用方法

ファイルには各法令の規制基準値を掲載しているが、騒音規制法や振動規制法のように自治体が規制基準値を設定する場合や水質汚濁防止法のように都道府県で上乗せ排水基準を設定することができる場合がある。このため、自治体が環境法令の基準値を独自に設定している場合は、必要な自治体の基準値等をファイルに入力して頂きたい。例として、岡山県の水質汚濁防止法の上乗せ排水基準値の記入例及

び岡山市における公共用水域の測定点及び水質環境基準値の記入例を図-5及び図-6に示すが、これらの基準値、測定地点等は一般的に自治体のホームページに記載されているので参照して頂きたい。

各自で有効にファイルを利用するための例は以下のとおりである。

- 使用者で法律の運用に際し気になる点があればコメントに記入する。例えば、A社のB工場及びC工場において廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設を複数設置しており、設置状況を把握しておきたい場合は、「廃棄物処理法」ファイル内の「産業廃棄物特定施設」シート内の該当セルにコメントでその旨を記載しておけばすぐに確認することができる（図-7参照）。
- 他者が使用しているシートの内容が欲しい場合、容易にシートの移動が可能である。例えば、「廃棄物処理法」ファイル内の「焼却施設維持管理基準」シートで法改正等があり他者が分かりやすくまとめていた場合、一旦自分のシートを削除した後、他者のシートを挿入すれば、そのまま使用することが可能である（ただし、シート名が同一であることが条件である）。
- 各自でほしい情報があればシートを追加する。

例として、著者は「大気汚染防止法」ファイルに岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平いる「有害ガス発生施設」に関する施設一覧と基準値一覧をシートに追加している（図－8参照）。

詳細な利用方法は、協会のホームページ（<http://jaem.or.jp/>）の「会員のページ」からダウンロードできるようになっているので、ここでは省略する。

- ・執務室のパソコンに格納しておけば、電話対応で突然制度の内容や規制基準等を他者から聞かれた時に参考書等を読み解くことなく、即座に対応が可能である。
- ・スマートフォン等でファイルを現場に持ち込めば、その場で基準値等を確認等できる。

7. おわりに

今回のファイルについては、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会のご厚意により当該協会のホームページ（<http://jaem.or.jp/>）の「会員のページ」からダウンロードできるようになっている。協会会員の方のみの利用となっているが、ご興味のある方はご利用頂きたい。

廃棄物処理施設等を運営する者にとっては、日々の運転データの管理及び設備の修繕手続き等に時間を取られ、環境法令に関する勉強の時間はなかなか無いのが実情であろうが、このファイルが皆様のお役にたてば幸いである。なお、各種リサイクル法等新たなファイルの作成が必要なものや、各法令でシートに追加すべき制度がまだあるものとする。今後もこれらのファイルがより有効に利用できるよう、改善を進めていきたいと考えている。

最後になりましたが、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会事務局長の谷英資様ほか皆様方、一般財団法人日本環境衛生センター環境科学部部長の八村智明様、BUN環境課題研究事務所主宰の長岡文明様ほか多くの方々にはファイルの精査等に関し、貴重なご意見及びご指導を頂きました。心より感謝申し上げます。

図－5 水質汚濁防止法の
上乗排水基準の記載例（岡山県）

1 最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場で昭和49年7月10日前（共同調理場、弁当仕出屋若しくは弁当製造業又は飲食店（以下「共同調理場等」という。）に係るものにあつては、昭和63年10月1日前）に特定施設を設置しているもの（設置の工事をしているものを含む。以下同じ。）から排出される排出水の排水基準													
(1) 水島海域に係るもの													
特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質		ノルマルヘキササン抽出物質		フェノール類含有量	シアン化合物含有量
		単位		単位		単位		単位		含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		単位	単位
		立方メートル		1リットルにつきミリグラム		1リットルにつきミリグラム		1リットルにつきミリグラム		鯨油類含有量		1リットルにつきミリグラム	1リットルにつきミリグラム
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
食料品製造業に係るもの		10,000以上		30以下	50	40以下	60					15	
		10,000未満		60以下	80	40以下	60					15	
化学工業に係るもの		100,000以上		10以下	20	30以下	40	1以下	2			0.5	0.5
		50,000以上 100,000未満		15以下	20	40以下	50	1以下	2			0.5	0.5
		50,000未満		20以下	25	50以下	60	1以下	2			0.5	0.5
石油精製業に係るもの		500以上		10以下	15	30以下	40	1以下	2			0.5	
		500未満		20以下	30	40以下	50	2以下	3				
鉄鋼業に係るもの		500以上		7以下	15	40以下	50	1以下	2				0.5
		500未満		20以下	30	40以下	50	2以下	3				
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	洗瓶・洗缶業			30以下	40	50以下	60						
	その他のもの	500以上		15以下	20	50以下	60	1以下	2				
		500未満		20以下	30	40以下	50	2以下	3				
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		500以上		15以下	20	40以下	50	1以下	2			0.5	0.5
		500未満		20以下	30	40以下	50	2以下	3				
廃油処理施設を設置するもの				10以下	20	40以下	50	1以下	2				
し尿処理施設を設置するもの				30以下	50			70以下	90				

注1 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当しない工場又は事業場については、(3)の表の排水基準を適用する。

2 化学工業又は石油精製業に係る特定事業場で平均排水量が5,000立方メートル以上のものの鯨油類含有量についての排水基準は、油分の除去について活性汚泥法又はこれと同等以上の効果を有すると認められる処理方法による処理を行うことを条件とするものとする。

図-6 公共用水域の観測点（岡山市内）



○は環境基準点

	番号	調査機関	調査地点名	類型及び達成期間
河川	104	(岡山市)	八幡橋	
河川	105	(〃)	大曾根堰	
河川	106	(国土交通省)	合同堰	
河川	○ 107	(〃)	乙井手堰	(A・イ)
河川	○ 108	(〃)	桜橋	(B・ロ)
河川	110	(岡山市)	箕地橋	
河川	113	(〃)	高浜橋	
河川	117	(〃)	鹿瀬橋	
河川	118	(〃)	常盤橋	
河川	206	(国土交通省)	弓削橋	
河川	207	(〃)	鴨越堰	
河川	208	(〃)	永安橋	
河川	○ 301	(〃)	清内橋	(C・ハ)
河川	○ 303	(岡山市)	新橋	(B・ロ)
河川	304	(〃)	瀬戸橋	
河川	401	(岡山市)	笹ヶ瀬川河口部	
河川	402	(〃)	倉敷川河口部	
湖沼	○403	(〃)	湖心	COD(B・ハ)、T-N&T-P(V・ニ)
湖沼	○404	(〃)	樋門	COD(B・ハ)、T-N&T-P(V・ニ)

図-7 ファイルの活用例その1 (廃棄物処理法)

産業廃棄物処理施設 特定施設(廃棄物処理法 施行令第7条)		
施設の種類	規模	
1 汚泥の脱水施設	処理能力が $10m^3$ /日を超えるもの	
2 汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力が $10m^3$ /日を超えるもの
	天日乾燥	処理能力が $100m^3$ /日を超えるもの
3 汚泥(PCB処理物を除く)の焼却施設	次のいずれかの場合 イ) 処理能力が $5m^3$ /日を超えるもの ロ) 処理能力が $200kg$ /時以上のもの ハ) 格子面積が $2m^2$ 以上のもの	
4 廃油の油水分離施設	処理能力が $10m^3$ /日を超えるもの	
5 廃油(PCB処理物を除く)の焼却施設	次のいずれかの場合 イ) 処理能力が $1m^3$ /日を超えるもの ロ) 処理能力が $200kg$ /時以上のもの ハ) 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの	
6 廃酸、廃アルカリの中和施設	処理能力が $50m^3$ /日を超えるもの	
7 廃プラスチック類の破砕施設	処理能力が $5t$ /日を超えるもの	
8 廃プラスチック類(PCB汚染物、PCB処理物を除く)の焼却施設	次のいずれかの場合 イ) 処理能力が $100kg$ /日を超えるもの ロ) 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの	
8の2 木くず、がれき類の破砕施設	処理能力が $5t$ /日を超えるもの	
9 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて	
10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて	
11 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて	
11の2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべて	
12 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設	すべて	
12の2 廃PCB等、PCB処理物の分解施設	すべて	
13 廃PCB等、PCB処理物の洗浄施設、分離施設	すべて	
13の2 産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCBを除く)	次のいずれかの場合 イ) 処理能力が $200kg$ /時以上のもの ロ) 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの	

焼却施設

破砕施設

汚泥関係

B工場
30 m^3 /日 1基設置

C工場
20 m^3 /日 1基設置

B工場
15 t /日 1基設置

C工場
10 t /日 1基設置

B工場
90 t /日 1基設置
(火格子面積 $6m^2$)

中間
処理
施設

図-8 ファイルの活用例その2 (大気汚染防止法)

岡山県環境への負荷の低減に関する条例 (有害ガス発生施設)			
有害ガス発生施設の種類の種類			
番号	施設名称		規模要件
1	繊維製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)樹脂加工施設 (2)乾燥焼付施設 (3)植毛施設		すべてのもの
2	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)蒸解施設 (2)張合せ施設 (3)樹脂加工施設 (4)乾燥焼付施設		すべてのもの
3	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの(密閉式のものを除く) (1)反応施設 (2)合成施設 (3)分解施設 (4)精製施設 (5)抽出施設 (6)蒸留施設 (7)電解施設 (8)重合施設 (9)蒸発濃縮施設 (10)晶出施設 (11)乾燥施設 (12)焙焼施設 (13)混合施設 (14)タール又はアスファルト溶融施設 (15)紡糸施設 (16)吸収施設 (17)回収施設 (18)吸着施設 (19)造粒施設		すべてのもの
4	出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)グラビア印刷施設 (2)乾燥施設		すべてのもの
5	ゴム製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)加硫施設 (2)混練施設 (3)溶融施設		すべてのもの
6	鉄鋼又は非鉄金属の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの 鋳物製造施設(シェルモールドを使用するものに限る。)		すべてのもの
7	金属製品又は機械器具の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)表面処理施設(有害ガスの蒸発又は有害ガスを含む水滴若しくは蒸気の飛散を伴うものに限る) (2)塗装施設		すべてのもの